

ひと・とき・みずの流れるまちづくり

し も か い ど う

(区画整理だより)

下 街 道

平成25年11月(第10号)



私達の郷里の誇りである富士山の魅力が世界でも高く評価され、第37回世界遺産委員会において世界遺産(文化遺産)に登録されました。(平成25年6月)

世界遺産(文化遺産)とは?

1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づいて世界遺産リストに登録された遺跡、景観、自然など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ資産のことで、移動が不可能な不動産やそれに準ずるものが対象となっています。

下街道(区画整理だより)をリニューアルいたしました。
皆様が読みやすい「下街道」を作成するよう心掛けますので
よろしくお願いいたします。

事業について

平成 24 年度 事業状況について

平成 24 年度は 14 件の建物移転をはじめ、道路築造工事、宅地の造成工事等を実施し、事業進捗率は、事業費ベースで 29.2%となりました。

空から見た状況（航空写真）

平成 25 年 1 月撮影

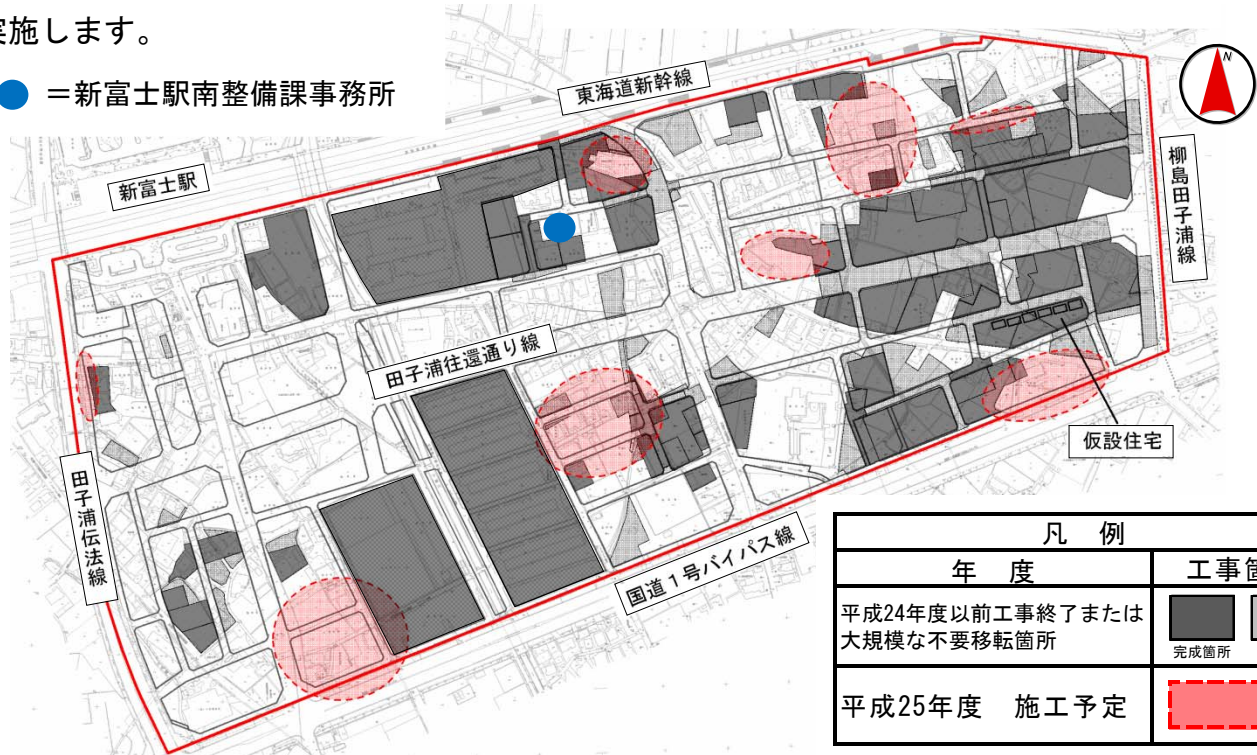


平成 25 年度 工事の施工予定について

皆様が移転される仮換地先の造成、道路及びライフライン（上下水道等）の整備などを進めていきます。主な工事箇所は下図のとおりです。

また、市で管理している場所については、雑草の成長具合に応じて随時除草作業を実施します。

● = 新富士駅南整備課事務所



お知らせ

補償費に対する優遇措置について

(下街道1号、3号にも掲載しました)



当事業の移転に伴い、施行者（富士市）から皆様に物件移転補償費が支払われた場合、補償費にかかる所得税（法人税）については、①5,000万円特別控除の特例と②代替資産を取得した場合の特例のどちらか一方を選び、優遇措置を受けることができます。

※確定申告をすることが必要となります。

①5,000万円特別控除の特例

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{移転補償費} \\ \hline \text{(譲渡所得)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{特別控除額} \\ \hline \text{(5,000万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{譲渡所得金額} \\ \hline \end{array}$$

※ 本事業において、移転補償費の契約が2回以上になる場合は、5,000万円の特別控除の特例は最初の年の契約のみ適用となります。

②代替資産を取得した場合の特例

移転補償費で代替資産（原則として譲渡資産と同種のもの）を取得した場合、代替資産の取得に充てた額については、譲渡がなかったものとみなされます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{移転補償費} \\ \hline \text{(譲渡所得)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{代替資産の} \\ \hline \text{取得費} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{譲渡所得金額} \\ \hline \end{array}$$

なお、優遇措置については、皆様の所得状況等により個々に適用が異なりますので、詳しくは皆様の住所地を管轄する税務署へご相談ください。

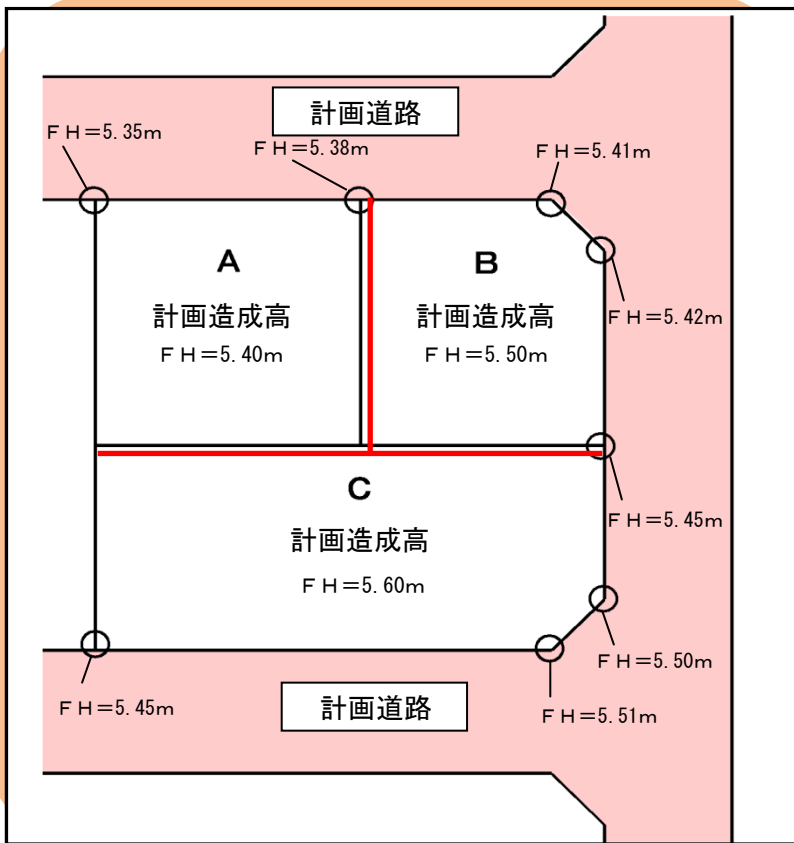
建築行為について

土地区画整理事業の施行地区内（従前地、仮換地含む）において、自宅の新築等の建築行為やブロック塀等の工作物を設置する場合には、富士市長の許可が必要となります。お手数をお掛けしますが、事前に土地区画整理法第76条の許可申請を新富士駅南整備課までよろしくお願いします。

また、宅地の造成高や道路及び隣地境界からの壁面後退等について定めた地区計画を、事前に確認していただきますようお願いします。

仮換地の高さについて

皆様に移転をしていただく仮換地の造成高は、接している計画道路高の一番高い箇所を基準に 10cm 単位で切り上げた高さとしております。この高さを計画造成高といい、市が整備をおこなう仮換地の地盤の高さとなります。



左の 3 箇所の仮換地（A～C）の場合

A の仮換地は接する計画道路の一番高い箇所が FH=5.38m であるため計画造成高は FH=5.40m となります。

B の仮換地は接する計画道路の一番高い箇所が FH=5.45m であるため計画造成高は FH=5.50m となります。

C の仮換地は接する計画道路の一番高い箇所が FH=5.51m であるため計画造成高は FH=5.60m となります。

※ FH とは計画高です。

— は境界壁です。

また、隣接する仮換地との境には、境界を明示するための境界壁が入りますが、この境界壁は、隣接する仮換地と比べて高い方に施工されます。

仮換地への移転が近づいてきましたら、接する計画道路の高さ等を含め市の担当者からご説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

工事に際しては、安全に十分配慮いたしておりますが、何かお気づきの点がございましたら当課までご連絡ください。

また、補償や仮換地についても、ご不明な点や不安に感じる点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



発行：富士市都市整備部新富士駅南整備課

〒416-0932 静岡県富士市柳島 82 番地の 9

TEL 0545 (65) 7680 FAX 0545 (65) 8223

e-mail: shinfuji@div.city.fuji.shizuoka.jp

※新富士駅南整備課のホームページを開設しています。

富士市役所トップページ→分野別情報ボックス→

所属別の情報→都市整備部→新富士駅南整備課